

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの皆様へ

鳥取県の緊急支援策

令和4年10月20日発行 第17版

鳥取県では、全庁をあげて新型コロナウイルス感染拡大の防止策を強化するとともに、県民生活・県民経済の安定を確保するための取組を進めています。

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまが、県の緊急支援策等を有効に活用していただけるよう、その内容や問い合わせ先を取りまとめましたので、お役立てください。

国・市町村の給付金制度など支援策もあわせて掲載しています。

●鳥取県総合相談窓口

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナウイルス感染症相談窓口	お問い合わせ先がわからない場合や、お困りの場合はこちらへご連絡ください。	電話：0857-26-7799 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） FAX：0857-26-8143 Email：cov19-taisaku@pref.tottori.lg.jp
家族まるごと相談窓口	新型コロナウイルスに関する家庭におけるあらゆる相談を、ワンストップで受け付けます。	電話：0857-26-7688 FAX：0857-26-8116 受付：8:30～17:15（平日） 9:00～17:15（土日祝）
厚生労働省電話相談窓口	新型コロナウイルスに関する各種お問合せを受け付けます。	電話：0120-565-653（フリーダイヤル） FAX：03-3595-2756

●新型コロナウイルスワクチンに関する相談窓口

<ワクチンに関する一般的な内容>

相談窓口	相談内容	連絡先
新型コロナワクチン相談センター	ワクチン接種後の副反応や効果、接種にあたっての注意事項など、ワクチンに関する専門的なことについて相談を受け付けます。	電話：0120-000-406（フリーダイヤル） FAX：0857-50-1033 受付時間：9:00～17:15（土日祝を含む） ※接種方法や接種場所については、お住いの市町村にお問い合わせください。 （詳しくはP2を参照ください）
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	新型コロナワクチンに関するお問い合わせを受け付けます。	電話：0120-761-770（フリーダイヤル） 受付時間：9:00～21:00（土日祝を含む）

<市町村新型コロナワクチンセンター(6月28日時点)>

市町村	名称	電話番号	受付時間 (※がない場合は 平日のみ)
鳥取市	新型コロナワクチン接種専用ダイヤル	0857-30-8535	8:30~17:15 ※土日祝も可
米子市	新型コロナワクチン接種コールセンター	0570-002-741	8:30~17:15 ※土日祝も可
倉吉市	新型コロナワクチンコールセンター	0858-27-0005	9:00~17:00
境港市	コールセンター	0120-05-0859	平日:8:30~17:15 土日祝:集団接種 の実施時間と同じ
岩美町	予約専用コールセンター ※予約	0857-32-8067	9:00~17:00
	健康長寿課 ※相談	0857-73-1322	8:30~17:15
若桜町	保健センター	0858-82-2214	8:30~17:15
智頭町	予約専用コールセンター ※予約	0857-32-8067	9:00~17:00
	福祉課 ※相談	0858-75-4101	8:30~17:15
八頭町	新型コロナワクチン接種コールセンター	0858-72-1133	9:00~17:00
三朝町	コールセンター	0858-27-0833	8:30~17:00
湯梨浜町	コールセンター	0858-35-5338	9:00~17:00
琴浦町	新型コロナワクチンコールセンター	0858-27-1202	9:00~17:00
北栄町	新型コロナワクチン接種コールセンター	0858-37-2227	8:30~17:15
日吉津村	新型コロナワクチン接種相談窓口 (福祉保健課)	0859-27-5952	9:00~17:15
大山町	予約専用電話 ※予約	0859-54-6400	8:30~17:00
	健康対策課 ※相談	0859-54-5206	8:30~17:15
南部町	予約専用ダイヤル	0570-032-489	9:00~17:00
	相談専用ダイヤル	0570-099-783	
伯耆町	予約専用電話 ※予約	0859-30-4489	9:00~17:00
	健康対策課 ※相談	0859-68-5536	9:00~17:00
日南町	福祉保健課	0859-82-0374	8:30~17:00
日野町	ワクチン予約センター ※予約	0859-72-1661	9:00~17:00
	健康福祉課 ※相談	0859-72-0334	8:30~17:15
江府町	総合健康福祉センター	0859-75-6111	9:00~17:00

<職域接種に関すること>

相談窓口	相談内容	連絡先
職域接種相談センター	職域接種に関する相談を受け付けます。	◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） 電話：0857-26-7977

●新型コロナに係る人権相談に関すること

相談窓口	相談内容	連絡先
人権相談窓口	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。その他、ワクチン接種の強制などの人権相談も受け付けます。	◆受付：8:30～17:00（土日祝を除く） ○東部（県庁人権局人権・同和対策課） 電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138 ○中部（中部総合事務所県民福祉局） 電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425 ○西部（西部総合事務所県民福祉局） 電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639 ※FAX は相談申込の受付専用です。 Email：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp ※Email での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。

●コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口

県内事業者の皆様による新型コロナウイルスに関する国・県経済対策の補助金等の相談・申請を、社会保険労務士・行政書士・税理士等がサポートします。

連絡先	
◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）	
○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内）	電話：0857-26-7538
○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内）	電話：0858-23-3985
○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内）	電話：0859-31-9637

●感染発生時企業サポートセンター

県内企業にお勤めされる従業員の皆さんが新型コロナウイルスに感染した際、円滑な職場復帰とともに、事業活動における取引維持等を支援します。

連絡先	
◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く）	
○東部ワンストップセンター（鳥取県商工労働部内）	電話：0857-26-7602
○中部ワンストップセンター（鳥取県中部総合事務所内）	電話：0858-23-3985
○西部ワンストップセンター（鳥取県西部総合事務所内）	電話：0859-31-9637

●企業・事業者向け相談窓口(コロナ禍克服相談窓口)

新型コロナウイルスに関する経営課題等に関するご相談に、商工団体・信用保証協会等をご利用ください。

連絡先	
◆受付：9:00～17:00（土日祝を除く）	
○鳥取商工会議所	電話：0857-26-6666
○米子商工会議所	電話：0859-22-5131
○倉吉商工会議所	電話：0858-22-2191
○境港商工会議所	電話：0859-44-1111
○鳥取県商工会連合会	電話：0857-31-5555
○鳥取県中小企業団体中央会	電話：0857-26-6671
○鳥取県信用保証協会	電話：0857-26-6631
○鳥取県経営サポートセンター	電話：0857-20-0071

●新型コロナ克服くらしの安心相談・応援窓口

相談内容	連絡先
<p>新型コロナウイルス感染拡大予防対策に関して、次のような内容の相談を受け付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新型コロナ安心対策認証店等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認証取得を希望する事業所へ現地で感染予防対策の助言 ●飲食店、宿泊施設、販売店といった各種事業所及び団体等における具体的な新型コロナウイルス感染拡大予防対策の相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ イベント開催申出書の受付、各種イベントの感染予防対策の相談 ●新型コロナウイルス感染拡大予防対策県版ガイドラインの相談対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 業界団体からの鳥取県版ガイドライン作成の相談 ➢ オーダーメイド型感染対策マニュアルの作成支援 	<p>◆受付:8:30～17:15(土日祝を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○くらしの安心推進課 電話：0857-26-7982 ○中部総合事務所環境建設局 電話：0858-23-3982 ○西部総合事務所環境建設局 電話：0859-31-9307

●こころとからだの健康相談窓口

相談内容	連絡先
<p>コロナ禍の中で、困難や苦悩にあって苦しんでおられる方の相談を受け付けます。</p>	<p>◆受付：12:00～21:00（土日祝を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いのちの電話 電話：0857-21-4343 ◆受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ○県立精神保健福祉センター 電話：0857-21-3031 FAX：0857-21-3034 ○鳥取市保健所 電話：0857-22-5616 FAX：0857-20-3962 ○中部総合事務所倉吉保健所 電話：0858-23-3921 FAX：0858-23-4803 ○西部総合事務所米子保健所 電話：0859-31-9310 FAX：0859-34-1392
<p><メールによる相談> 学校、仕事、人間関係に関する悩みに専門の相談員が応じます。 相談受付用メールアドレス soudan@tottorins.com へメールをお送りください。</p>	<p>相談時間になりましたら相談内容を送信してお待ちください。 (受付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月・水・金 ・毎月第2及び第4土曜日 ・17:00～21:00

★主な新規事業（期間延長等を含む）★

項目 (掲載ページ)	事業内容
<p>＜新規事業＞ 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（P10）</p>	<p>住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金を給付します。 【給付額】1世帯当たり5万円</p>
<p>＜新規事業＞ 新型コロナ・円安・物価高騰対 策支援補助金（P32）</p>	<p>新型コロナ、円安、エネルギー・原材料高騰により、売上や利 益が減少した県内事業者の回復に向けた取組を支援します。 【補助率】1/2【補助上限】15～150万円/事業者 (利益回復特別枠) 【補助率】2/3【補助上限】20～200万円/事業者</p>
<p>＜新規事業＞ 円安・物価高騰対策グループ 補助金（P33）</p>	<p>スケールメリットを生かした共同調達を導入や業務効率化 等、円安・物価高騰を克服するための取組を支援します。 【補助率】3/4【上限額】500万円</p>
<p>＜新規事業＞ 「食のみやこ鳥取県」販路開 拓緊急支援事業費補助金 (P34)</p>	<p>原油価格高騰等に伴う資材費、原材料費等の上昇など、生産コ ストの増加により経営に影響を受けている事業者に対し、輸 出活動に係る経費を緊急的に支援します。 【補助率】2/3 【補助上限】250万円/事業者</p>
<p>＜拡充＞ 鳥取県テレワーク等導入企業 支援補助金（P38）</p>	<p>＜拡充：早期導入支援コースの新設＞ テレワーク、オンライン会議等の導入に向けた取組を支援します 【補助率】1/2【上限額】50万円/社 (早期導入支援コース) 【補助率】1/3【上限額】20万円/社</p>
<p>＜新規事業＞ 滞留原木保管等緊急支援事業 (P40)</p>	<p>滞留する原木を一時保管するため必要となる取組みを緊急的 に支援します。</p>
<p>＜期間延長＞ 雇用調整助成金（P28）</p>	<p>＜期間延長：令和4年9月末⇒令和4年11月末＞ 新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事 業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行 い雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p>
<p>＜期間延長＞ 新型コロナウイルス感染症対 応休業支援金・給付金（P29）</p>	<p>＜期間延長：令和4年9月末⇒令和4年11月末＞ ①中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け ることができなかった方、②大企業に雇用されるシフト制労 働者等であって、休業中に事業主から賃金（休業手当）を受け 取っていない方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p>

項目 (掲載ページ)	事業内容
<p><期間延長> 新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーン (P22)</p>	<p><期間延長：令和4年7月末⇒令和4年12月20日> 新型コロナ安心対策認証店のうち飲食店等で利用できる25%プレミアム付きお食事クーポン券を発行します。</p>
<p><期間延長> 安心対策エリア版割増クーポン食事券 (P22)</p>	<p><期間延長：令和4年7月末⇒令和4年12月20日> 地域ぐるみで感染対策に取り組む団体等が発行するエリア内共通使用クーポン食事券のプレミアム分を支援します。</p>

目次

個人向けの支援

- 1. 生活・住宅・消費・外国人などに関する事.....8
- 2. 心のケア・DV・児童虐待などに関する事.....13
- 3. 雇用や就職に関する事.....17
- 4. 教育に関する事.....18

企業・事業者向けの支援

- 5. 経営に関する事.....21
 - (1)資金繰り.....21
 - (2)給付金、需要喚起(県内市町村の制度を含む).....22
 - (3)雇用調整助成金、学校等休業助成金ほか.....28
 - (4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓.....31
 - (5)働き方改革、人材育成・採用.....335
- 6. 農林水産業に関する事.....40

その他の支援


- 7. イベント開催などに関する事.....43
- 8. 税に関する事.....44

●さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
●その他、関連情報についても、鳥取県ホームページ「新型コロナウイルス感染症特設サイト」へ掲載しておりますので、ご活用ください。

鳥取県 新型コロナウイルス感染症









1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

事業内容	連絡先
<p>1-1 生活福祉資金貸付制度</p> <p>低所得世帯等に対して生活費等の必要な資金の貸付や生活相談を行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しています。 ※新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金でお困りの方を対象にした特例貸付については、令和4年9月末で申込受付が終了しました。</p> <p>○貸付対象</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低所得世帯 前年所得の1/12が生活保護費の2倍額未満の世帯。 2. 高齢者世帯 65歳以上の方が属する世帯。※ 3. 障害者世帯 障害者の方が属する世帯。 ※ <p>ただし、借受人又は借受人の属する世帯の者が暴力団員である場合を除きます。 ※該当する高齢者、障害者の方が関わる貸付のみ対象となります。 ※資金の種類により貸付上限額等が異なりますので、詳細は、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。</p>	<p>お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(鳥取県庁福祉保健課 HP)</p>
<p>1-2 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金</p> <p>緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対して「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給します。 生活福祉資金の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件を満たす方が対象です。 ※令和4年1月以降は、緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付を借り終わった世帯で、以下の要件を満たす方も対象となります。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12+生活保護の住宅扶助基準額を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。 ※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。(詳細は各窓口にお問い合わせください。)</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が上記収入要件の金額の6倍を超えないこと(ただし100万円以下)</p> <p>○求職等要件 以下のいずれかの要件を満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと ・就労による自立が困難であり、本給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと <p>○支給額(月額) 単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円</p> <p>○支給期間 3か月(申請受付は令和4年12月末まで) ※初回の支給(最大3か月)に加え、再支給(最大3か月)が可能です。</p>	<p>厚生労働省コールセンター(0120-46-8030)又はお住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。</p>



事業内容	連絡先
1-3 住居確保給付金	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている方に対して、住居確保給付金を支給します。</p> <p>○収入要件 世帯収入合計額が、市町村民税均等割が非課税となる収入額の 1/12+家賃額（上限基準額あり）を超えないこと。 ※収入要件の基準となる金額は、各自治体によって異なりますので、右欄の連絡先にお問い合わせください。 ※申請には、収入の状況が確認できる書類等を提出いただく必要があります。（書類が整わない場合の対応は各窓口にお問い合わせください。）</p> <p>○資産要件 世帯の預貯金の合計額が一定の額を超えないこと</p> <p>○支給額 家賃相当額（上限あり）</p> <p>○支給期間 原則 3 か月（最長 9 か月） ※支給が終了した方について、3 か月間の再支給が可能となる場合があります。（令和 4 年 1 2 月末まで）</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課 又は自立相談支援事業の窓口 にお問い合わせください。</p>
1-4 母子父子寡婦福祉資金貸付	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間） （対象）ひとり親となって 7 年未満の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円、 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間） （対象）失業中の者 （貸付額）生計中心者：月額上限 105,000 円 生計中心者以外の者：月額上限 70,000 円 ※3 ヶ月を限度とした一括貸付の場合 上限 315,000 円</p>	<p>お住まいの市町村ひとり親福祉担当課にお問い合わせください。</p>
1-5 母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>（対象者）母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っているもの 又は近々償還が開始されるもの</p>	<p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <p>○家庭支援課 電話：0857-26-7869</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局 地域福祉課 電話：0858-23-3126</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局 地域福祉課 電話：0859-31-9308</p>




事業内容	連絡先
1-6 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	
<p>住民税非課税世帯等に対して、臨時特別給付金を給付されます。</p> <p>【対象者】</p> <p>①基準日（令和3年12月10日（給付金の支給を受けていない世帯のうち、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税であることにより対象となる世帯については、令和4年6月1日。））において世帯全員の令和3年度分又は令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>②①のほか、新型コロナの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>【給付額】 1世帯当たり10万円</p> <p>【申請方法・給付時期】 市町村により異なります。各窓口にお問合せ下さい</p>	<p>お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。</p>
1-7 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）	
<p>子ども1人あたり5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。</p> <p>【支給対象者】</p> <p>①令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者</p> <p>② ①に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者</p>	<p>お住まいの市町村へお尋ねください（多くは児童手当担当課が窓口となっていますが、異なる市町村もあります。）</p> <p>○子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター</p> <p>電話：0120-400-903</p> <p>FAX：0120-300-466</p>
1-8 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	
<p>子ども1人あたり5万円の「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。</p> <p>【支給対象者】</p> <p>①令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている者</p> <p>②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る）</p> <p>③令和4年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者及び令和4年4月以降の新規児童扶養手当認定者</p>	<p>お住まいの市町村へお尋ねください（多くは児童手当担当課が窓口となっていますが、異なる市町村もあります。）</p> <p>○子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター</p> <p>電話：0120-400-903</p> <p>FAX：0120-300-466</p>
1-9 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	
<p>住民税非課税世帯等に対して、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金が給付されます。</p> <p>【対象者】</p> <p>① 基準日（R4.9.30）において、R4年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>② ①のほか、家計が急変し、世帯全員の収入が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯</p> <p>【給付額】 1世帯当たり5万円</p> <p>【申請方法・給付時期】 市町村により異なります。各窓口にお問合せ下さい。</p>	<p>お住まいの市町村の窓口にお問い合わせください。</p>


事業内容	連絡先
<h2>1-10 生活に困られている方の相談</h2>	
<p>各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人お一人の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。</p> <p>また、県立ハローワーク（鳥取・倉吉・米子）において、生活相談と就労支援とをワンストップサービスで行う「生活困りごと相談窓口」でもご相談いただけます。</p> <p>（参考）生活困窮者自立支援制度>> </p> <p>（県福祉保健課 HP）</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課又は自立相談支援事業の窓口にお問い合わせください。</p> <p>○市町村等相談窓口一覧>> </p> <p>（県福祉保健課 HP）</p> <p>○生活困りごと相談>> </p> <p>（鳥取県庁県立ハローワーク HP）</p>
<h2>1-11 生理用品の無償配布</h2>	
<p>経済的な理由等で生理用品を購入できない方のために、生理用品の無償配布を行っている市町村があります。</p>	<p>お住まいの市町村にお問い合わせください。</p> 
<h2>1-12 県営住宅家賃等徴収猶予</h2>	
<p>収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。</p>  <p>（鳥取県庁住まいまちづくり課 HP）</p>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社本部 電話：0857-27-7334 FAX：0857-22-8331</p> <p>○中部地域（市町委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社中部事務所 電話：0858-26-8500 FAX：0858-26-8503</p> <p>○西部地域（市町村委託県営住宅を除く） 鳥取県住宅供給公社西部事務所 電話：0859-32-9211 FAX：0859-32-9204</p> <p>※市町委託県営住宅については、管理委託先である各市町担当課までお問い合わせください。</p>
<h2>1-13 県営住宅の提供</h2>	
<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇、雇い止め及び廃業等により、住宅の退居を余儀なくされ、住居を喪失した離職者の方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。</p>  <p>（鳥取県庁住まいまちづくり課 HP）</p>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○東部建築住宅事務所 電話：0857-20-3632</p> <p>○中部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話：0858-23-3235</p> <p>○西部総合事務所環境建築局建築住宅課 電話：0859-31-9751</p> <p>○鳥取県庁生活環境部住まいまちづくり課管理担当 電話：0857-26-7411</p>


事業内容	連絡先
<p>1-14 あんしん賃貸支援事業</p> <p>民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者や障がい者・低所得者等の方に対して、入居に協力する不動産店や賃貸住宅の情報を提供し、行政や相談支援事業所などと協力して、円滑な入居を支援します。</p> <p>また、専任のあんしん賃貸相談員が、住宅に関する問い合わせや相談を受け付けています。</p>	<p>鳥取県居住支援協議会事務局（公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会内）</p> <p>電話：0857-23-3569</p> <p>○あんしん賃貸相談員</p> <p>東・中部担当</p> <p>電話：090-7135-3686</p> <p>西部担当</p> <p>電話：080-1949-3920</p>
<p>1-15 消費生活相談</p> <p>新型コロナウイルスに便乗した悪質商法などの消費者トラブルや多重債務（個人間借金除く）の相談をお受けします。</p>	<p>◆相談窓口（祝日を除く）</p> <p>「消費者ホットライン188」に電話いただくと、お住まいの市町村や県の消費生活相談窓口につながります。</p> <p>【消費者ホットライン】</p> <p>電話：局番なし 188（イヤヤ）</p>
<p>1-16 外国人相談窓口</p> <p>外国人の方々の生活相談に対応しています。</p> <p>※外国出身の相談員もいます。（英語、中国語、ベトナム語が話せます）</p> <p>※外国出身の相談員による相談受付時間は、日によって異なります。</p> <p>※詳しくは、お近くの（公財）国際交流財団事務所までお問い合わせください。</p> <div data-bbox="475 1451 609 1581" style="text-align: center;"> </div> <p style="text-align: center;">（鳥取県国際交流財団 HP）</p>	<p>◆相談窓口</p> <p>（公財）鳥取県国際交流財団</p> <p>○本所</p> <p>電話：0857-51-1165</p> <p>FAX：0857-51-1175</p> <p>Email：tic@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：平日 9:00～18:00、 土日 9:00～17:30（祝日を除く）</p> <p>○倉吉事務所</p> <p>電話：0858-23-5931</p> <p>FAX：0858-23-5932</p> <p>Email：tick@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>○米子事務所</p> <p>電話：0859-34-5931</p> <p>FAX：0859-34-5955</p> <p>Email：ticy@torisakyu.or.jp</p> <p>受付：9:00～17:30（土祝を除く）</p>

2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

事業内容	連絡先
<p>2-1 教育相談電話</p> <p>いじめ、不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。</p> <p>心身の変調(気分の落ち込みや不安など)で学校を休みがちになっているなどの困りごとがあれば、定期的を開催している専門医による教育相談会をご活用ください。</p>  <p>(鳥取県教育委員会 HP)</p>	<p>○教育相談窓口</p> <p>電話：0857-31-3956</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>メール相談：soudan-117 @kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p> <p>○「専門医による教育相談会」の予約</p> <p>電話：0857-28-2322</p> <p>受付：9:00～17:00 (土日祝を除く)</p>
<p>2-2 人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の収束が見られない中、不確かな情報や根拠のない誹謗中傷が SNS などで見られます。不当な偏見や差別、いじめなどの心配ごとについて相談できます。</p>  <p>(鳥取県教育委員会 HP)</p>	<p>◆相談窓口</p> <p>○人権教育課</p> <p>電話：0857-26-7535</p> <p>FAX：0857-26-8176</p> <p>Email：jinkenkyoiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>◆24 時間受付窓口</p> <p>○いじめ 110 番</p> <p>電話：0857-28-8718</p> <p>○24 時間子ども SOS ダイヤル</p> <p>電話：0120-0-78310</p> <p>○いじめ相談専用メール</p> <p>Email：ijime@kyoiku-c.torikyo.ed.jp</p>
<p>2-3 スクールカウンセラーによる心の健康相談等</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係るストレスなどの心のケア等について、養護教諭やスクールカウンセラーが相談に応じています。</p>	<p>在籍の学校にお問い合わせください。</p>

事業内容	連絡先
<p>2-4 DV相談</p> <p>「暴力を振るわれている」「つらい」と感じたら、右記の相談窓口にご相談してください（DV 被害に関する緊急連絡は、24 時間受け付けています）。</p> <p>また、緊急の場合には、ためらわずに 110 番通報してください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県庁家庭支援課 HP）</p> </div> <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（内閣府 HP）</p> </div>	<p>配偶者暴力相談支援センター 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ※緊急の場合は 24 時間受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉相談センター（婦人相談所） 電話：0857-27-8630 FAX：0857-21-3025 ○中部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0858-23-3147 FAX：0858-23-4803 ○西部総合事務所県民福祉局地域福祉課 電話：0859-31-9304 FAX：0859-34-1392 ○夜間・休日の相談窓口 電話：0858-26-9807 夜間：17:15～8:30（土日祝を含む） 休日：8:30～17:15（土日祝のみ） <p>警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ○警察総合相談電話 電話：0857-27-9110（#9110） ○警察本部性犯罪 110 番 電話：0857-22-7110 緊急電話：110 番
<p>2-5 児童虐待相談</p> <p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県庁家庭支援課 HP）</p> </div>	<p>児童相談所 受付：8:30～17:15（土日祝を除く） ※児童虐待など緊急の場合は、24 時間受け付けています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福祉相談センター（中央児童相談所） 電話：0857-23-6080 FAX：0857-21-3025 ○倉吉児童相談所 電話：0858-23-1141 FAX：0858-23-6367 ○米子児童相談所 電話：0859-33-1471 FAX：0859-23-0621 <p>児童家庭支援センター 受付：24 時間（土日祝を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子ども家庭支援センター「希望館」 電話：0857-27-4153 FAX：0857-27-0415 ○児童家庭支援センターくわの実 電話：0858-24-6306 FAX：0858-24-6307 ○児童家庭支援センター米子みその 電話：0859-21-5085 FAX：0859-24-1288

事業内容	連絡先
2-6 妊産婦相談	
新型コロナウイルスに感染していることが確認され、陰性となった後も自身及び胎児・新生児の健康等に対して不安を抱える妊産婦の方を対象に相談窓口を設けています。	<p>家庭支援課</p> <p>電話：0857-26-7572 FAX：0857-26-7863</p> <p>Email：kateishien@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>
2-7 ひとり親相談	
新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、相談窓口を設けています。	<p>ひとり親家庭相談支援センター</p> <p>○東部（県立鳥取ハローワーク内）</p> <p>電話：080-7122-7260</p> <p>受付：14:15～18:15（毎週土曜日）</p> <p>○中部（県立倉吉ハローワーク内）</p> <p>電話：080-4439-4350</p> <p>受付：14:15～18:15（第2・4土曜日）</p> <p>○西部（県立米子ハローワーク内）</p> <p>電話：080-7508-4231</p> <p>受付：14:15～18:15（毎週水・土曜日）</p>
2-8 人権相談	
<p>新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県庁人権・同和対策課 HP）</p> </div>	<p>◆人権相談窓口</p> <p>○人権・同和対策課</p> <p>電話：0857-26-7677 FAX：0857-26-8138</p> <p>○中部総合事務所県民福祉局</p> <p>電話：0858-23-3270 FAX：0858-23-3425</p> <p>○西部総合事務所県民福祉局</p> <p>電話：0859-31-9649 FAX：0859-31-9639</p> <p>※いずれも受付：8:30～17:00（土日祝を除く）</p> <p>※FAX は相談申込の受付専用です。</p> <p>E-mail：jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。</p> <p>◆こどもいじめ人権相談窓口</p> <p>電話：0857-29-2115</p> <p>受付：電話は 24 時間対応。面接は 8:30～17:00（土日祝を除く）</p> <p>E-mail：ijime-soudan@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※E-mail での相談は 24 時間受け付けていますが、返信に多少日数を要する場合があります。</p> <p>FAX：0857-26-8138</p> <p>※FAX は相談申込の受付専用です。</p>

事業内容	連絡先
2-9 男女共同参画相談	
<p>男女共同参画センターよりん彩では、生き方、家族・夫婦のこと、人間関係など、あなたの悩みをお聴きし一緒に考えます。相談は無料、秘密は堅く守ります。県内3か所に相談室があります。</p> <div data-bbox="365 506 525 663" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">(鳥取県男女共同参画センターHP)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○センター相談室（火～日） 電話：0858-23-3939 受付：9:00～17:00（火～日） ○東部相談室（月～金） 電話：0857-26-7887 受付：9:00～12:00、13:00～17:00 ○西部相談室（月～金） 電話：0859-33-3955 受付：9:00～12:00、13:00～17:00 ○オトコの相談（土のみ） 電話：0858-23-3955 受付：13:30～17:30
2-10 外国人のための人権相談	
<p>日本語を自由に話すことができない方からの人権相談を受け付ける相談ダイヤルを開設しています。</p> <p>【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語</p>	<p>【法務省】 外国語人権相談ダイヤル 電話：0570-090-911 受付：9:00～17:00（土日祝を除く）</p>

3. 雇用や就職に関すること

事業内容	連絡先
<p>3-1 労働に関する相談</p> <p>雇用の不安などに中小企業労働相談所（みなくる）の相談員が対応します。 定期的に県立ハローワークでの出張相談を行っています。</p>  <p>(鳥取県とっとり働き方支援センターHP)</p>	<p>中小企業労働相談所（みなくる） 受付：9:00～17:30 (月～金、奇数月の第1土曜日は鳥取、偶数月の第1土曜日は米子が開所)</p> <p>○みなくる鳥取 電話：0120-451-783</p> <p>○みなくる倉吉 電話：0120-662-390</p> <p>○みなくる米子 電話：0120-662-396</p>
<p>3-2 ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けた求職者の方の速やかな求人・求職マッチングのため、県立ハローワークに「特別相談窓口」を設置しています。 求職者の方に理解のある企業の求人（ささえあい求人）紹介や条件調整等、求職者の方の就職を支援しています。 定期的に商業施設、公共施設等での出張相談も行います。</p>  <p>(鳥取県立ハローワークHP)</p>	<p>○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15</p> <p>○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 ※月～土曜日（祝日を除く）</p>
<p>3-3 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）</p> <p>(1) 未経験職種への求職活動に必要な心構え等を学ぶセミナー、企業見学会・インターンシップ（職場体験）を行います。</p>  <p>(鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会HP)</p> <p>(2) 成長が見込まれる業種等に必要なスキル習得のためのオンライン学習の機会を提供します。</p>  <p>(鳥取県庁産業人材課HP)</p>	<p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <p>(1) 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（雇用人材局雇用政策課内） 電話：0857-26-8477</p> <p>(2) 雇用人材局産業人材課 電話：0857-26-7224</p>

4. 教育に関すること

事業内容	連絡先
<p>4-1 入学料の減免(県立高等学校)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により収入が著しく減少（家計急変）し、入学料の支弁が困難であると認められる場合は、県立高等学校の入学料を減免します。</p>	<p>入学先の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>4-2 授業料の減免(県立高等学校)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、授業料の支弁が困難であり、特に減免の必要があると認められる場合は、県立高等学校の授業料を減免します。</p> <p>保護者等の所得が判定基準に該当する(※)場合は、申請により就学支援金が支給されるため、授業料の納付は必要ありません。今回の減免は、判定基準以上の所得があり、授業料の納付が必要な保護者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変された場合に対象となります。</p> <p>(※) 判定基準 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p> (鳥取県教育委員会 HP)</p>
<p>4-3 高等学校等就学支援金</p> <p>県立高等学校に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> <p> (鳥取県教育委員会 HP)</p>	<p>在籍の県立高校事務室又は高等学校課 高等学校課</p> <p>電話：0857-26-7929 FAX：0857-26-0408 Email：koutougakkou@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>4-4 就学助成制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症に係る経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村により必要な援助を行います。</p>	<p>お住まいの市町村教育委員会へお問い合わせください。</p>

事業内容	連絡先
<h3>4-5 鳥取県育英奨学資金(高校分)の緊急貸与</h3>	
<p>会社の倒産、経営不振その他家計急変の事由により、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に育英奨学資金の緊急貸与を行います。</p> <p>◆貸与月額</p> <p>国公立 自宅通学 18,000 円 自宅外通学 23,000 円 私立 自宅通学 30,000 円 自宅外通学 35,000 円</p> <p>◆申請資格（全てに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が県内に在住 ・世帯年収基準を満たすこと（例：4人世帯で 7,860 千円以下） ・修学意欲があること ・他の奨学金を受けていないこと ・別に定める事由により、家計が急変した者 	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
<h3>4-6 鳥取県育英奨学金の返還猶予</h3>	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大 1 年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県教育委員会 HP）</p> </div>	<p>人権教育課</p> <p>電話：0857-29-7145 FAX：0857-26-8176 Email：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
<h3>4-7 授業料の減免(私立中学・高等学校等)</h3>	
<p>県内の私立中学校・高等学校・専修学校（高等課程）において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料が減免される場合があります。</p>	<p>各私立中学・高等学校等へお問い合わせください。</p>
<h3>4-8 授業料等の減免(高等教育機関)</h3>	
<p>大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。</p>	<p>各学校へお問い合わせください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県教育委員会 HP）</p> </div>

事業内容	連絡先
4-9 就学支援金(私立中学・高等学校等)	
<p>私立中学校・高等学校・専修学校（高等課程）に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(文部科学省 HP)</p> </div>	<p>在籍の私立中学校・高等学校等又は総合教育推進課 総合教育推進課</p> <p>電話：0857-26-7824 FAX：0857-26-8110 Email：sougoukyouiku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
4-10 新型コロナウイルスによる小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	
<p>新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。</p> <p>【支援額】R4.10～11月：日額4,177円/日・人（定額） ※緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置実施区域は6,000円 ※R4.6月までの休業に係る申請は受付を終了</p> <p>【申請期間】令和4年10月1日～11月30日分：令和5年1月31日必着</p> <p>【HP】https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html(厚生労働省)</p> <div style="text-align: center;">  <p>(厚生労働省 HP)</p> </div>	<p>【鳥取労働局】 雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701</p> <p>【厚生労働省】 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校等休業助成金・支援金コールセンター 電話：0120-876-187 受付：9:00～21:00 (土日祝を含む)</p>

企業・事業者向けの支援



5. 経営に関すること

(1) 資金繰り

事業内容	連絡先
<p>5-1 ポストコロナに向けた資金繰り支援事業（経営安定事業継続支援資金）</p> <p>最長5年間元本返済不要の期日一括返済型の資金により、県内中小企業等の資金繰りを支援します。</p> <p><資金用途> 運転資金</p> <p><融資上限額> 3,000万円</p> <p><融資利率> 1.80%</p> <p><保証料率> 0.23~0.68%</p> <p><融資期間> 5年以内</p> <p><償還方法> 期日一括返還</p> <p><対象事業者></p> <p>コロナ前（令和2年1月以前）と比較し、最近3ヵ月間又は直近決算期の売上高又は営業利益が減少しているもの 等</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>
<p>5-2 燃油及び原材料価格高騰・円安対策特別金融支援事業（地域経済変動対策資金）</p> <p>燃油及び原材料価格等の高騰並びに円安の影響を受ける県内中小企業等の資金繰りを支援します。</p> <p><資金用途> 運転資金、設備資金及び借換資金（借換資金は新規借入に併せて行う場合に限る。）</p> <p><融資上限> 2億8,000万円</p> <p><融資利率> 年1.43%（最長3年間、最大0%になる場合があります。）</p> <p><保証料率> 0.23~0.68%</p> <p><融資期間> 10年以内（据置3年以内含む）</p> <p><対象事業者></p> <p>燃油及び原材料価格の高騰・円安に起因する著しい需要の減少により、最近3ヵ月の平均売上高等が前年同期比5%以上減少 等</p> <p><申込期限> 令和5年3月31日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15（土日祝を除く）</p>

(2) 給付金、需要喚起

■ 国・県が実施する給付金、需要喚起等 ■

事業内容	連絡先
<p>5-3 新型コロナ安心対策認証店特別応援キャンペーン（お食事クーポン券第2弾） （店頭受付版/インターネット受付版 お食事クーポン券）</p> <p>新型コロナ安心対策認証店のうち飲食店等で利用できる 25%プレミアム付きお食事クーポン券を発行します。</p> <p>【対象事業者】 新型コロナ安心対策認証店のうち、本キャンペーンに登録した飲食店等（飲食店及び宿泊施設等のうち、「飲食店営業許可」「喫茶店営業許可」を保有する事業者） ※宿泊者に限定して飲食提供を行う施設、及びコンビニエンスストアは対象外</p> <p>1. [店頭受付版] お食事クーポン券 （1）販売・利用期間 令和4年12月20日まで （2）食事券の種類 販売額 4,000 円で 5,000 円（500 円×10 枚）、2,000 円で 2,500 円（250 円×10 枚）の飲食が可能な 25%プレミアム付きお食事クーポン券 ※販売する食事券の種類は、店舗毎に 5,000 円券又は 2,500 円券のいずれか一方となります。</p> <p>2. [インターネット受付版] お食事クーポン券 上記1 [店頭受付版] の登録飲食店等のみ、ご参加いただけます。 （1）販売・利用期間：令和4年12月20日まで （2）食事券の種類：上記1 [店頭受付版] と同じ</p>	<p>販路拡大・輸出促進課 電話：0857-26-7767 Email：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> 
<p>5-4 安心対策エリア版割増クーポン食事券事業費補助金</p> <p>地域ぐるみで感染防止対策に取り組む団体等が発行する、エリア内の新型コロナ安心対策認証飲食店で共通使用できるクーポン食事券のプレミアム分を支援します。</p> <p><1 エリア補助上限額> 店頭受付分・参加店舗数×90 万円（補助率 10/10） インターネット受付分・参加店舗数×30 万円（補助率 10/10）</p> <p><販売・利用期間> 令和4年12月20日まで （※販売・利用期間は各エリアで設定しておられますので、各エリア事務局までお尋ねください。）</p> <p><対象事業・経費> ※店頭受付分、インターネット受付分とも ・エリア内共通クーポン食事券（5,000 円券/冊）のプレミアム分（1,500 円） ・エリア内共通クーポン食事券発行に伴う広報費等 店頭受付分・定額 75 万円/エリア インターネット受付分・定額 25 万円/エリア</p> <p><要件> ・新型コロナ安心対策認証店飲食店でエリアを構成し、エリアでコロナ感染対策に取り組む意思表明をしていること。 ・精算事務、補助金事務を担う事務局機能を有していること。</p>	<p>食のみやこ推進課 電話：0857-26-7853 FAX：0857-21-0609 E-mail：syokunomiyako@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> 

■■ 県内市町村が実施する給付金等 ■■

※以下掲載のほか、県内市町村における支援策に関するホームページ（QRコード）は、45ページへ掲載しています。

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	<p>○新事業展開支援補助金</p> <p>【対象者】 鳥取市内に主たる事業所を有している中小企業者等(※) ※法人（株式会社、有限会社、合名会社、合同会社、企業組合、協同組合）、個人事業主等</p> <p>【対象事業】 コロナ禍以降の新たな需要を獲得するために行う次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規事業分野への進出 ・販路獲得のための新規手法の導入 ・新商品、サービスの開発 <p>※事業計画は認定経営革新等支援機関と策定していること</p> <p>【要件】 ①直近1年のうち、任意の3月の合計売上高が、平成31年1月以降の同月比で10%以上減少していること ②市税等の滞納がないこと ③事業の実施により関係法令に抵触しないこと</p> <p>【補助限度額など】</p> <p>I 事業費20万円以上（他制度との併用不可）の事業 補助率：2/3（上限150万円） 申請期限：令和4年11月30日まで</p> <p>II 事業費200万円以上の事業（県制度の交付決定事業に限る） 補助率：3/10（上限300万円） 申請期限：令和4年12月28日まで</p> <p>※県制度：新時代対応型事業展開支援補助金（第3次募集分） 県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援補助金</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課 電話：0857-20-3223</p>
	<p>○生産性向上設備導入支援事業補助金</p> <p>【対象者】 鳥取市内に事業所を有し、2年以上事業等を行っている中小企業者等※個人事業主、法人（株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社）</p> <p>【対象事業】 鳥取市で認定した先端設備等導入計画に記載され、工業会証明書が発行されている先端設備等の導入に係る経費</p> <p>【要件】</p> <p>①補助金交付申請時において、鳥取市による先端設備等導入計画の認定又は変更認定を受けていること ②令和2年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ前（平成31年1月～令和2年3月）の同月比で10%以上減少していること ③市税等の滞納がないこと</p> <p>【補助率】 1/5（上限200万円） 【申請期限】 令和4年12月28日まで</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課 電話：0857-20-3223</p>

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
鳥取市	<p>○製造業再エネ・省エネ設備導入促進補助金</p> <p>【対象者】鳥取市内に事業所を有する製造業者（中小企業、個人事業主）</p> <p>【対象事業】鳥取市内の事業所における再生可能エネルギー設備、省エネルギー設備の導入</p> <p>【要件】 ①鳥取市内で1年以上事業を営んでおり、事業継続の意思があること ②鳥取市暴力団排除条例に規定する暴力団等でないこと ③市税等の滞納がないこと</p> <p>【補助対象設備】 a. 発電、蓄電設備 b. 高効率な省エネ機器 c. 電気自動車とV2H充放電設備 d. エネルギーマネジメントシステム機器</p> <p>【補助率】 1/2（上限700万円）</p> <p>【申請期限】 令和4年11月30日</p>	<p>鳥取市企業立地・支援課 電話：0857-20-3223</p>
倉吉市	<p>○倉吉市がんばる事業者福高応援事業</p> <p>①一般支援型</p> <p>【条件】令和4年1～9月のひと月の売上がコロナ禍前(令和3年、2年、元年)の同月と比べ20%以上減少</p> <p>【対象】全業種</p> <p>【支援】売上減少20%以上30%未満 法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円 売上減少30%以上 法人：一律30万円、個人事業者：一律15万円</p> <p>②その他支援型(R4.7.4 受付開始予定)</p> <p>【条件】令和4年1～9月のひと月の売上がコロナ禍前(令和3年、2年、元年)の同月と比べ15%以上20%未満減少</p> <p>【対象】全業種</p> <p>【支援】売上減少15%以上20%未満 法人：一律20万円、個人事業者：一律10万円</p> <p>③新規創業者応援型(R4.7.4 受付開始予定)</p> <p>【条件】令和2年1月～令和4年6月末までに新規創業した者の内、①一般支援型、②その他支援型の対象とならない者</p> <p>【対象】全業種</p> <p>【支援】4ヶ月以上の営業実績がある場合 法人：一律20万円、個人：一律10万円</p> <p>【申請期限】①②③いずれも令和4年10月31日まで</p>	<p>倉吉市商工観光課 電話：0858-22-8129</p>



企業・事業者向け




市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
岩美町	<p>○岩美町多角化・新展開応援給付金</p> <p>【対象者】鳥取県「県内企業多角化・新展開応援補助金」を受給した町内事業者</p> <p>【給付率】県補助額の1/2 上限500千円</p> <p>【申請期限】令和5年2月28日</p>	<p>岩美町商工観光課</p> <p>電話：0857-73-1416</p>
	<p>○岩美町コロナ禍再生応援金</p> <p>【対象者】岩美町内の個人事業者又は法人等</p> <p>【減少率】H31～R3の連続する3ヶ月の売上合計が10万円以上 上記3ヵ月合計と2022年同月の売上合計が30%以上減少していること</p> <p>【給付額】減少率30%以上50%未満 10万円 50%以上 20万円</p> <p>【申請期限】1事業者1回のみ令和5年1月31日</p>	<p>岩美町商工観光課</p> <p>電話：0857-73-1416</p>
若桜町	<p>○若桜町新型コロナウイルス感染症PCR検査費用助成金</p> <p>【対象】住民が自費でPCR検査を受けた場合の検査費用(1人あたり2回まで)</p> <p>【助成額】対象経費の1/2(上限1万円(100円未満端数切捨て))</p>	<p>若桜町保健センター</p> <p>電話：0858-82-2214</p>
湯梨浜町	<p>○プレミアム付ゆりはま商品券</p> <p>【購入対象者】湯梨浜町在住者 【使用店舗】町内店舗</p> <p>【プレミアム率】25% 【販売総数】18,000冊</p> <p>【販売単位】1冊12,500円分を10,000円で販売(1人5冊まで)</p> <p>【購入申込期限】令和4年7月11日</p> <p>【使用期限】令和5年1月26日まで</p>	<p>湯梨浜町産業振興課</p> <p>商工観光係</p> <p>電話：0858-35-5383</p>
	<p>○事業者応援給付金(第4弾)</p> <p>【対象】令和4年4～9月の任意の3カ月の事業収入の平均額が、令和元年または令和2年の年間事業収入の月平均額と比較して20%以上減少した事業者。</p> <p>【支給額】10～30万円(R1またはR2の平均月額に応じて)</p> <p>【申請期限】令和5年1月31日まで</p>	
	<p>○原油価格高騰等事業者応援給付金</p> <p>【対象】令和4年4～9月までの燃料費及び光熱費の合計額が、前年同期と比較して110%を超えている事業者</p> <p>【支給額】令和4年4～9月の燃料費及び光熱費の合計額から、前年同期の燃料費および光熱費の合計額を差し引いた額の1/2【上限50万円・千円未満切捨て】</p> <p>【申請期限】令和5年1月31日まで</p>	
北栄町	<p>○町内消費拡大支援事業</p> <p>北栄町商工会が発行する電子マネー付きポイントカード「ほくほくカード」のポイントアップキャンペーンを実施</p> <p>【実施内容】電子マネーのチャージ額の20%分ポイント付与</p> <p>【実施期間】令和4年7月～9月、令和4年11月～12月 チャージ総額80,000千円に到達次第終了</p> <p>【使用店舗】町内加盟店</p> <p>【カード加入受付】商工会、役場産業振興課窓口で随時受付</p>	<p>北栄町産業振興課</p> <p>電話：0858-37-3153</p>


市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
日吉津村	<p>○新型コロナ対応原油高・物価高騰等緊急支援事業 新型コロナ感染症の影響によって原油高・物価高騰が家計に大きな負担となっているため、緊急対策として非課税世帯に補助を行う。 【対象】 村内非課税世帯(該当世帯に通知済み) 【補助額】 1世帯あたり 14,000円 【申請期間】 令和4年12月11日まで</p>	日吉津村福祉保健課 電話：0859-27-5952
	<p>○新型コロナ農業資材物価高騰対策事業 農業用の資機材や肥料、燃料費の高騰による農業経費増の負担軽減のため、農業者に補助を行う。 【対象】 村内農業者【補助額】 作付面積に作物ごとの補助単価を乗じた額 【申請期間】 11月開始予定</p>	日吉津村建設産業課 電話：0859-27-5953
	<p>○日吉津村新型コロナ対策事業活動安定化応援金 電気代、ガソリン代等の高騰による影響を受けた商工事業者に補助を行う。 【対象】 ① 村内に本社・本店がある法人 ② 村内に事業所・店舗あり、地方税法第312条第1項第1号ホに該当する法人 ③ (株)ひえづ物産に賃借料を納める法人 ④ 村内に事業所があり営業収入以外の収入がない個人事業主(年金収入除く) 【補助額】 10万円 【申請期間】 令和4年10月25日～令和5年1月31日</p>	日吉津村建設産業課 電話：0859-27-5953
大山町	<p>○大山町地域応援チケット 町内の協賛登録店舗で利用可能な商品券を配布。(食事券 3,000円、共通商品券 7,000円) 【有効期限】 令和4年11月30日まで</p>	大山町企画課 電話 0859-54-5202
	<p>○大山町住環境整備支援事業 住環境を整備した町民に大山町商工会が発行する共通お買物券を交付。</p>	
	<p>○宿泊施設整備支援事業 感染症対策に係る施設整備を実施する宿泊事業者に対して、客室への浴室及びトイレの新設についての経費の一部を補助。 【補助内容】 ・客室シャワー・トイレ新設 (補助率 4/5、限度額 400万円) ・トイレ様式化 (補助率 4/5、限度額 200万円) ・手洗場自動水栓化 (補助率 4/5、限度額 30万円)</p>	大山町観光課 電話 0859-53-3110
	<p>○コンベンション等開催支援補助金 町内施設利用団体に小規模コンベンション等の開催支援。 【補助対象事業】 コパ ヲヨ (大会、会議、集会、研修会、ｽﾎﾟｰﾂ大会及び企業ｺﾊﾟ ﾂﾂﾖ)、修学旅行、合宿 【補助対象者】 ① 国・県・市町村でない団体 ② 県・市町村が中心的な構成員として加入していない団体 ③ 県・市町村から5割以上の出資を受けていない団体 ※事業の実施にあたり、他の補助金を受けないこと 【補助金額】 延べ宿泊者数 1人あたり 1,000円(延べ宿泊数が20人以上のもの)、上限10万円。 【申請期限】 対象事業完了後30日以内、又は令和5年1月31日のいずれか早い日まで</p>	

市町村名	制度名称・事業内容	連絡先
伯耆町	<p>○伯耆町宿泊業等支援事業</p> <p>【支給対象者】 伯耆町内の宿泊施設で宿泊（又はゴルフ場でプレイ）された方</p> <p>【支給額】 1泊（又は1プレイ）あたり1,000円のクーポン券を配布※各事業所の上限枚数の設定あり(総数65,000枚)</p> <p>【対象期限】 令和4年12月31日まで</p>	<p>伯耆町産業課商工観光室 電話：0859-68-4211</p>
日南町	<p>○令和4年度日南町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援応援金</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日南町内において営利を目的として事業を行う法人、団体、個人（農業者にあつては法人格を有する者）であり、今後も事業継続する意思のあるもの <p>【条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年・2年・3年分の確定申告を行っている事業者 ・令和4年1月から12月までのうち任意の3か月間の収入が、令和元年・令和2年・令和3年いずれかの1月～12月の同月3か月間の収入より15.0%以上減少している事業者 <p>【支給額】 30万円を上限額とし、減少額と比較し低い額</p> <p>【申請期限】 令和5年1月31日まで</p>	<p>日南町企画課企画振興室 電話：0859-82-1115</p> <p>日南町商工会 電話：0859-82-0145</p>
	<p>○日南町燃料費高騰対策支援補助金</p> <p>【支給対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日南町内に事業拠点を置く運送事業者で、自動車運送業（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業、一般常用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業）の許可を得ている事業者 <p>【補助金額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が所有・リース契約をしている登録された営業車両の台数に次の価格を乗じた金額 <p style="margin-left: 40px;">大型車（4t以上のトラック・ダンプ等）：50,000円/台</p> <p style="margin-left: 40px;">普通車（4t未満・軽自動車を除く営業車両）：25,000円/台</p> <p style="margin-left: 40px;">軽自動車（町に営業車登録があるもの）：12,500円/台</p> <p>【申請期限】</p> <p>令和4年12月20日まで</p>	



(3)雇用調整助成金、休業等支援金ほか

事業内容	連絡先
<p>5-5 雇用調整助成金(特例措置)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>(休業、教育訓練に対する特例措置)</p> <p>期 間：令和4年11月30日まで</p> <p>助成率：中小企業 4/5 (解雇を行わない場合 9/10) 大企業 2/3 (解雇を行わない場合 3/4)</p> <p>上限額：8,355 円/日・人 (令和4年10~11月)</p> <p>※1 教育訓練する場合の加算：中小企業 2,400 円/日・人 大企業 1,800 円/日・人</p> <p>※2 地域・業況特例：助成率：4/5(解雇を行わない場合 10/10) 上限額：12,000 円/日・人</p> <div style="text-align: center;">  <p>(厚生労働省 HP)</p> </div>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根府川 電話：0859-72-0065 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター 電話：0120-603-999 受付：9:00~21:00 (土日祝を含む)</p>
<p>5-6 労働関係の相談</p> <p>鳥取労働局では以下のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等に関する労働相談(企業が有給の特別休暇を導入してくれない等)</p> <p>【2】倉吉労働基準監督署 総合労働相談コーナー (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業等に関する労働相談</p> <p>【3】米子公共職業安定所 助成金担当部門 (相談内容) 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する労働相談</p>	<p>○鳥取労働局 (【1】に関する事) 電話：0857-22-7000 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○倉吉労働基準監督署 (【2】に関する事) 電話：0858-22-5640 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <p>○米子公共職業安定所 (ハローワーク米子) (【3】に関する事) 電話：0859-33-3911 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center;">  <p>(鳥取労働局 HP)</p> </div>

事業内容	連絡先
5-7 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	
<p>①中小企業の労働者のうち、休業中（R4.4.1～）に賃金（休業手当）を受けることができなかった方</p> <p>②大企業に雇用されるシフト制労働者等であって、休業中（休業期間：R4.4.1～11.30）に事業主から賃金（休業手当）を受け取っていない方に対し、休業支援金・給付金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R4.4.1～7.31 8割 8,265円/日 ・R4.8.1～11.30 8割 8,355円/日 <p>☆バイト・パート・日々雇用・登録型派遣・シフト制の方なども対象となります。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター</p> <p>電話：0120-221-276</p> <p>受付：8:30～20:00（平日） 8:30～17:15（土日祝）</p> <div style="text-align: center;">  <p>（厚生労働省 HP）</p> </div>
5-8 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金	
<p>令和3年8月1日～令和4年11月30日に、新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業等のため、保護者である労働者に、労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成します。</p> <p>（令和4年10～11月）</p> <p>助成率 10/10、上限額 8,355円/日・人</p> <p>※緊急事態宣言区域又はまん延防止等重点措置実施区域は 12,000円</p> <p>※労働局からの助成金の活用の働きかけに事業主が応じていない場合、労働者が直接申請できます。</p> <p>※非正規雇用労働者も対象となります。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター</p> <p>電話：0120-876-187</p> <p>受付：9:00～21:00（土日祝を含む）</p> <div style="text-align: center;">  <p>（厚生労働省 HP）</p> </div>
5-9 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金	
<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者（正規・非正規を問わない）が取得できる有給の休暇制度（労働基準法上の年次有給休暇を除く。）を整備・周知し、令和3年4月1日～令和5年3月31日の間に当該休暇を取得させた事業主を助成します。</p> <p>① 休暇制度導入助成金（令和3年4月1日～令和5年3月31日 休暇取得日数合計5日以上）</p> <p>支給額：15万円（1事業場1回限り）</p> <p>※令和2年度の新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金等を受給した事業場は併給できません。</p> <p>② 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース）（令和2年5月7日～令和5年3月31日の休暇取得日数合計20日以上）</p> <p>支給額：対象労働者1人当たり28.5万円</p> <p>（1事業所当たり5人まで）</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>鳥取労働局 雇用環境・均等室</p> <p>電話：0857-29-1701</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p> <div style="text-align: center;">  <p>（厚生労働省 HP）</p> </div>



事業内容	連絡先
<p>5-10 両立支援等助成金・介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス感染症対応特例)</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成します。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>【支給額（労働者1人当たり）】 休暇取得日数合計5日～10日未満：20万円 休暇取得日数合計10日以上：35万円</p> <p style="text-align: right;">（厚生労働省 HP）</p>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局雇用環境・均等室 電話：0857-29-1701 受付：8:30～17:15(土日祝を除く)</p>

(4)事業継続、感染拡大防止、販路開拓ほか

事業内容	連絡先
<p>5-11 新型コロナ感染予防対策推進事業</p> <p>感染拡大予防対策に取り組みながら事業を継続する店舗を応援します。</p> <p>【対象者】飲食店、理美容所、小売店等の店舗やオフィス、複数の県民が利用する施設</p> <p>【補助対象】 感染予防対策に必要な経費（仕切り用のアクリル板、透明ビニールカーテン、非接触型体温計、CO2 モニターの購入、換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等）</p> <p>【補助額】上限 20 万円（補助率 1/2） ※複数店舗を有する事業者の場合、店舗数に応じて補助 ※お問い合わせの際は「感染予防対策補助金」とお伝えください。</p>	<p>くらしの安心推進課</p> <p>電話：0857-26-7159 Email：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>  <p>（鳥取県庁くらしの安心推進課 HP）</p>
<p>5-12 事業再構築促進補助金</p> <p>新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。</p> <p>【対象者】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して 10%以上減少している中小企業等。 2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。 3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%(一部 5.0%)以上増加の達成。 <p>【補助額、補助率】 通常枠補助額 100 万円～従業員数に応じて 8,000 万円 補助率 2/3(6,000 万円超は 1/2)</p>	<p>事業再構築補助金事務局コールセンター</p> <p>電話：0570-012-088 03-4216-4080 受付：9:00～18:00 （土日祝を除く）</p>  <p>（中小企業庁 HP）</p>



事業内容	連絡先																
5-13 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金																	
<p>新型コロナ、円安、エネルギー・原材料価格高騰により、売上や利益が減少した県内事業者が行う回復の取組を支援します。</p> <p>【補助対象者】 営利事業を営む県内中小・小規模事業者</p> <p>【補助対象経費】 コロナ禍からの回復や、円安、原材料価格・物価高騰対策に対して前向きに取り組む以下の事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ投資（省エネ・効率化のための機器導入等） ・高効率・高収益化のための仕組みづくり（デジタル化等） ・価格適正化理解に向けた広報、高付加価値商品の開発等 ・需要確保の取組（新規顧客獲得やリピーター確保等） ・その他、事業多角化や物価高騰対策に資する取組 <p>【補助要件等】</p> <p>ア 補助要件 本年4月以降の連続する任意の3カ月分の売上又は売上総利益(粗利)が10%以上減少していること</p> <p>[比較基準]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 2px;">売上</td> <td style="padding: 2px;">去3年（R1～3）のいずれかの年の同期間分の売上</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">売上総利益(粗利)</td> <td style="padding: 2px;">前年（R3）の同期間分の売上総利益(粗利)</td> </tr> </table> <p>イ 補助率・補助限度額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">要件</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">補助率</th> <th style="width: 35%; padding: 2px;">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">以下のいずれかを満たしていること ・売上 上：10%以上減少 ・売上総利益(粗利)：10%以上減少</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">1/2</td> <td style="padding: 2px;">15～150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(利益回復特別枠)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 2px;">要件</th> <th style="width: 15%; padding: 2px;">補助率</th> <th style="width: 35%; padding: 2px;">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">売上10%以上減少事業者のうち、 売上総利益(粗利)30%以上減少</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">2/3</td> <td style="padding: 2px;">20～200万円</td> </tr> </tbody> </table>	売上	去3年（R1～3）のいずれかの年の同期間分の売上	売上総利益(粗利)	前年（R3）の同期間分の売上総利益(粗利)	要件	補助率	補助限度額	以下のいずれかを満たしていること ・売上 上：10%以上減少 ・売上総利益(粗利)：10%以上減少	1/2	15～150万円	要件	補助率	補助限度額	売上10%以上減少事業者のうち、 売上総利益(粗利)30%以上減少	2/3	20～200万円	<p>商工政策課</p> <p>電話：0857-26-7855 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p> <p>【HP】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(鳥取県庁商工政策課 HP)</p>
売上	去3年（R1～3）のいずれかの年の同期間分の売上																
売上総利益(粗利)	前年（R3）の同期間分の売上総利益(粗利)																
要件	補助率	補助限度額															
以下のいずれかを満たしていること ・売上 上：10%以上減少 ・売上総利益(粗利)：10%以上減少	1/2	15～150万円															
要件	補助率	補助限度額															
売上10%以上減少事業者のうち、 売上総利益(粗利)30%以上減少	2/3	20～200万円															
5-14 県内企業多角化・新展開応援事業補助金																	
<p>コロナの影響を受けた県内中小企業者等が、事業継続し持続的な発展を図るために行う新規事業分野への進出や事業実施方法の転換など多角化・新展開につながる取組を支援します。</p> <p>【補助対象者】県内中小企業者等(コロナ以前と比べて売上高が30%以上減少)</p> <p>【補助率】 1/2</p> <p>【上限額】 100万円</p> <p>【申請期限】 令和4年7月31日</p> <p>【事業実施期間】 令和5年2月28日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7988 FAX：0857-26-8078 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>																



事業内容	連絡先
5-15 県内企業感染防御型 With コロナ新事業展開支援事業補助金	
<p>With コロナを前提とした感染対策を図りながら新規分野進出による事業転換等の取組を支援します。</p> <p>【補助対象者】 県内中小企業者等（コロナ以前と比べて売上高が10%以上減少）</p> <p>【補助率】 1/2</p> <p>【上限額】 500万円</p> <p>【申請期限】 令和4年10月31日</p> <p>【事業実施期間】 令和5年2月28日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7988</p> <p>FAX：0857-26-8078</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
5-16 グループで取り組む「感染防御型 With コロナ」のお店応援事業補助金	
<p>「感染防御型 With コロナ」のお店を応援するため、対面型サービス等を行う複数の事業者（鳥取県新型コロナウイルス安心対策認証店）が連携して実施する集客促進や事業多角化に繋がる主体的な取組を支援します。</p> <p>【実施主体】 認証店を取得している複数の法人、個人事業者等により構成されるグループ</p> <p>【補助率】 2/3</p> <p>【上限額】 200万円（1認証店当たりの上限額は50万円）</p> <p>【申請期限】 令和5年2月28日</p> <p>【事業実施期間】 令和5年2月28日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7217</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
5-17 商店街等新展開支援事業補助金	
<p>商店街や複数の事業者等が連携して行う地域の活性化や需要喚起に繋がる先駆的な取組を支援します。</p> <p>【実施主体】 商店街組織、複数の中小企業者等</p> <p>【補助率】 2/3</p> <p>【上限額】 100万円</p> <p>【申請期限】 令和5年1月31日</p> <p>【事業実施期間】 令和5年2月28日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7217</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
5-18 円安・物価高騰対策グループ補助金	
<p>スケールメリットを生かした共同調達を導入や業務効率化等、円安・物価高騰を克服するための積極的な取組を支援します。</p> <p>【補助対象者】 円安・物価高騰の影響を強く受けている業界団体、組合、任意グループ</p> <p>【補助率】 3/4</p> <p>【上限額】 500万円</p> <p>【事業実施期間】 令和5年2月28日</p>	<p>企業支援課</p> <p>電話：0857-26-7453</p> <p>FAX：0857-26-8117</p> <p>受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>


事業内容	連絡先
5-19 地域活性化雇用創造プロジェクト事業（地域雇用再生コース）	
<p>(1) 飲食サービス業、宿泊業、卸売業、小売業、運輸業、製造業、情報サービス業の事業主の方を対象に、成長が見込まれる業種や業態転換等を学ぶセミナー・事業計画策定等のワークショップ、伴走型支援を行う専門家派遣を行います。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <p style="font-size: small;">(鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会 HP)</p> </div> <p>(2) 製造業及びIT産業の新分野進出・事業多化、DX等を推進するために必要な技術・技能者の育成に向けて、ものづくりに関する各種講座の開催、専門家を活用したオーダーメイド型人材育成による支援を行います。</p> <p>(3) 多岐に渡る課題解決能力やAI等の先端分野に対応する人材育成ニーズに対応できるオンラインコンテンツを活用した研修の機会を提供します。</p>	<p>(1) 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクト推進協議会事務局（雇用人材局雇用政策課内） 電話：0857-26-8477</p> <p>(2) (3) 産業人材課 電話：0857-26-7224</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">(鳥取県庁産業人材課 HP)</p>
5-20 「食のみやこ鳥取県」販路開拓緊急支援事業費補助金	
<p>原油価格高騰等に伴う資材費、原材料費等の上昇など、生産コストの増加により経営に影響を受けている事業者に対し、輸出活動に係る経費を緊急的に支援します。</p> <p>【実施主体】 県産食品の輸出に取り組む県内事業者</p> <p>【補助対象事業】 県産食品の輸出促進のために行う取組 (輸出見本市への出展、海外での営業活動、広報物の製作等)</p> <p>【補助要件】 原油価格高騰、円安等、国際情勢の変化に起因して、前年同時期と比べて10%以上の生産経費（資材費、原料費等）の増加が生じていること</p> <p>【補助率】 2/3 [補助上限]250万円/事業者</p>	<p>販路拡大・輸出促進課 電話：0857-26-7963 Email：hanro-yusyutsu@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-21 国際経済変動緊急対策補助金	
<p>ウクライナ危機や新型コロナ感染拡大に伴う中国でのロックダウン等の国際経済変動により調達や出荷が困難になる等の状況に対応し、サプライチェーンやマーケットの再構築等について緊急的対応を行う取組を支援します。</p> <p>＜補助対象者＞県内に本社を有する中小企業者</p> <p>＜補助率等＞補助率：1/2、上限額：100万円</p> <p>＜対象経費＞</p> <p style="font-size: small;">調査・コンサルティング・マーケティング費、専門家謝金、旅費・交通費、商談会・展示会出展費、各種認証取得費、雑費、代行営業経費、販売促進用品の輸送料、現地での感染予防経費（ハイヤー移動等）、PCR検査費、必要な隔離に要する経費</p>	<p>通商物流課 電話：0857-26-7660 FAX：0857-26-8117 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>



事業内容	連絡先
5-22 海外プロモーション動画作成支援補助金	
<p>オンラインを活用した海外販路開拓を目的とする販売促進用の動画作成に係る費用を支援します。</p> <p>〈補助対象者〉県内事業者及び任意のグループ</p> <p>〈補助率等〉補助率：1/2 以内、上限額：20 万円/年</p> <p>〈対象経費〉委託費、賃借料、通信運搬費、通訳翻訳料、消耗品等</p>	<p>(公財) 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター</p> <p>電話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162 受付：830～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-23 コロナ禍における海外ビジネス支援補助金	
<p>十分な感染予防対策等で安全性を確保した上で、早期に海外での販路開拓の取組（感染予防対策含む）を支援します。</p> <p>〈補助対象者〉県内事業者</p> <p>〈補助率等〉補助率：1/2 以内、上限額：75 万円/年</p> <p>〈対象経費〉現地での感染予防経費（ハイヤー移動等）、PCR 検査費、必要な隔離に要する経費、旅費、展示品等輸送費、物産展等出展費、外部専門家謝金・旅費、通訳・翻訳費、各種証明書取得費、仕様変更費 等</p>	<p>(公財) 鳥取県産業振興機構 とっとり国際ビジネスセンター</p> <p>電話：0859-30-3161 FAX：0859-30-3162 受付：830～17:15 (土日祝を除く)</p>
5-24 貸切バス等利用促進緊急応援補助金	
<p>県内の貸切バス等事業者が実施する、貸切バス等（事前に予約を受け付けて、貸し切って利用されるジャンボタクシーを含む。）の利用に係る代金の半額割引を助成します。<u>ただし、学校関係行事の利用は除きます</u></p> <p>【運行期間】 令和4年4月1日から令和5年2月28日</p> <p>【補助内容】 補助率：1/2 補助上限額：1件あたり20万円</p> <p>※予算がなくなり次第終了します。 ※補助対象は、県内移動を原則とし、県外移動の場合は、鳥取県と生活・経済圏を同一とする地域に限り（鳥取県から新型コロナウイルス感染症に係る移動の注意喚起が出ていないことを条件とする）、なおかつ県内の飲食施設、商業施設等に立ち寄る行程とする場合に限ります。</p>	<p>○鳥取県バス協会 電話：0857-22-2724 FAX：0857-22-2726</p> <p>○地域交通政策課 電話：0857-26-7641 FAX：0857-26-8107 受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

(5)働き方改革、人材育成・採用


事業内容	連絡先
<p>5-25 雇用シェア（在籍型出向）に係る専門家派遣</p>	
<p>（公財）産業雇用安定センターが雇用シェア（在籍型出向）のマッチング支援を行う案件について、出向元・出向先の希望に応じて専門家（弁護士）を派遣し、助言・支援を行います。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（鳥取県庁雇用政策課 HP）</p> </div>	<p><マッチング> 公益財団法人産業雇用安定センター鳥取事務所 電話：0857-20-1500</p> <p><専門家派遣> 雇用人材局雇用政策課 電話：0857-26-7229</p>
<p>5-26 働き方改革、労務管理全般に係る相談</p>	
<p>社会保険労務士等の専門家が無料で働き方改革（就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用、職務分析・職務評価など）、労務管理に係る相談に対応します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>（働き方改革サポートオフィス鳥取 HP）</p> </div>	<p>働き方改革サポートオフィス鳥取（はたサポ鳥取） フリーダイヤル： 0800-200-3295 電話：0857-30-7226 FAX：0857-30-7227 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
<p>5-27 産業雇用安定助成金</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成します。</p> <p>（出向運営経費 助成率：中小企業 4/5（解雇を行わない場合 9/10）、大企業 2/3（解雇を行わない場合 3/4）、上限額：12,000 円/日・人） （出向初期経費 10 万円/人、加算額 5 万円/人）</p>	<p>【厚生労働省】 鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p> <div style="text-align: center;">  <p>（厚生労働省 HP）</p> </div>


事業内容	連絡先
5-28 トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース）	
<p>紹介日において離職されている方で、就労経験のない職業への就労を希望される方を一定期間（原則 3 か月）試行雇用する事業主に対して、試行雇用期間中の賃金の一部を助成します。（短時間労働（週 20～30 時間） 2.5 万円/月、常用雇用（週 30 時間以上） 4 万円/月）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">（厚生労働省 HP）</p>	<p>【厚生労働省】 ○鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 受付：8:30～17:15 （平日のみ）</p> <p>○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021</p> <p>○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609</p> <p>○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911</p> <p>○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-29 社会保険労務士等の派遣による就業規則等整備支援制度	
<p>社会保険労務士を派遣し、テレワーク、在宅勤務、時差出勤に関する就業規則等の改正（整備）を支援します。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">（とっとり働き方改革支援センターHP）</p>	<p>とっとり働き方改革支援センター -（県商工労働部内）</p> <p>電話：0857-26-7890 FAX：0857-26-8169 Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>
5-30 雇用維持教育訓練経費補助金	
<p>新型コロナウイルス感染症により影響を受ける県内事業者が、雇用の維持とともに影響収束後の事業展開のために教育訓練に取り組む場合に、その教育訓練に要する経費の一部を支援します。 （補助率 2/3、上限 100 万円/社）</p>	<p>産業人材課</p> <p>電話：0857-26-7224 FAX：0857-26-8169 受付：8:30～17:15 （土日祝を除く）</p>


事業内容	連絡先
5-31 離職者の再就職支援	
<p>新型コロナウイルス等の影響により離職した者を正規雇用した企業に奨励金・支援金を支給し、離職者の再就職を支援します。</p> <p>【新型コロナウイルス雇用安定支援金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス等の影響により5人以上29人以下の離職を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に支援金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり 30万円 <p>【鳥取県労働移動受入奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業縮小等の影響により30人以上の離職者を発生させる企業の離職者を正規雇用した場合に奨励金を支給します。 ・正規雇用者1人あたり 10万円 <p>※いずれも国の労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）と併用できる場合があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○県立鳥取ハローワーク 電話：0857-51-0501 受付：10:00～18:15 ○県立倉吉ハローワーク 電話：0858-24-6112 受付：10:00～18:15 ○県立米子ハローワーク 電話：0859-21-4585 受付：10:00～18:15 ○県立境港ハローワーク 電話：0859-44-3395 受付：8:30～17:15 <p>※月～土曜日（祝日を除く）</p>
5-32 労働移動支援助成金（早期雇入れ支援コース）	
<p>再就職援助計画などの対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用する事業者に助成金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者1人あたり 30万円 	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鳥取労働局 職業安定部職業対策課 電話：0857-29-1708 ○ハローワーク鳥取 電話：0857-23-2021 ○ハローワーク倉吉 電話：0858-23-8609 ○ハローワーク米子 電話：0859-33-3911 ○ハローワーク根雨 電話：0859-72-0065 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）
5-33 鳥取県テレワーク等導入企業支援補助金	
<p>テレワーク、オンライン会議等のオンライン手法の業務への活用に関心を有する県内中小企業者が、専門家の伴走支援を受けながら行う導入に向けた取組を支援します（補助率 1/2、上限 50 万円/社）、早期導入支援コース：（補助率 1/3、上限 20 万円/社）</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">（とっとり働き方改革支援センターHP）</p>	<p>とっとり働き方改革支援センター （県商工労働部内）</p> <p>電話：0857-26-7647 FAX：0857-26-8169 Email：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp</p> <p>受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

事業内容	連絡先
<p>5-34 障がい者のテレワーク導入支援補助金</p> <p>障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めるため、障がい者のテレワークに取り組む県内企業等の経費の一部を助成します。</p> <p>(補助率 1/2、上限 50 万円/社)</p>  <p>(鳥取県庁雇用政策課 HP)</p>	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7693</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>
<p>5-35 鳥取県外国人技能実習生等入国時滞在費補助金</p> <p>技能実習生等を受け入れる県内事業者が水際対策に対応するために、技能実習生等がホテル等に宿泊した場合に掛かった経費を支援します。(上限額 2 千円/泊、補助率 1/3、1 事業所当たりの上限 5 人)</p>  <p>(鳥取県庁雇用政策課 HP)</p>	<p>雇用政策課</p> <p>電話：0857-26-7699</p> <p>FAX：0857-26-8169</p> <p>受付：8:30～17:15 (土日祝を除く)</p>

6. 農林水産業に関すること

事業内容	連絡先
<p>6-1 利子補給（製材業等）</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大やロシア・ウクライナ情勢等による木材不足や物価高騰に対し、県内での製材品等の生産・供給体制の維持・強化に取り組む製材等事業者に対し、必要な公的融資の借入利子の一部を助成します。</p> <p>【対象となる主な公的融資制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業構造改善事業推進資金（日本政策金融公庫） ・ 鳥取県自立サポート融資 ・ 木材産業高度化推進資金（農林漁業信用基金） <p>【利子補給】製材等事業者の借り入れ負担を実質利率1%まで低減</p> <p>【助成期間】JAS 認証工場は5年以内、その他は1年間</p> <p>【要件】製材品の増産等、生産強化に取り組む計画があること</p>	<p>県産材・林産振興課 電話 0857-26-7302 E-mail kensanzai-rinsan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30～17:15(土日祝を除く) ※詳細は鳥取県のホームページでご確認ください</p>  <p>(鳥取県庁県産材・林産振興課HP)</p>
<p>6-2 滞留原木保管等緊急支援事業（補助）</p> <p>円安やウクライナ紛争による物価高騰での住宅新規着工の先送り、新型コロナウイルスの感染拡大等の国内外の情勢により、県産原木が大きく滞留する事態が発生しており、滞留する原木を一時保管するため必要となる取組みを緊急的に支援します。</p> <p>【補助対象事業者】 森林組合、林業事業体、木材市場等</p> <p>【補助対象経費】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原木の一時保管に要する経費 (2) 保管場所の整備に必要な経費 (3) 保管場所への積込、運搬等の流通に要する経費 (4) 保管原木の防腐処理等に要する経費 等 <p>※補助率等については決まり次第、鳥取県ホームページ等でお知らせします。</p>	<p>鳥取県森林組合連合会 電話：0857-28-0121</p>
<p>6-3 燃油高騰緊急対策事業（水産業支援）</p> <p>新型コロナウイルス感染症及び原油価格の異常な高騰等の影響を受け、資金繰りに窮している中小漁業者等を支援するため、運転資金等の無利子融通を行う金融機関（鳥取県信用漁業協同組合連合会等）に対して利子補給の緊急支援を行います。</p> <p>【貸付期間】 10年以内（うち据置期間2年以内）</p> <p>【貸付限度額】 2,000万円以内</p> <p>【金利】 県の利子助成により実質無利子化（10年間） ※令和5年3月31日までに利子補給が決定されたものに限る。</p> <p>【保証料】 国による保証料全額助成（5年間）</p>	<p>鳥取県信用漁業組合連合会本店 電話 0857-23-1351 または各代理店（田後、網代、賀露、赤碕、境港）にお問い合わせください。</p>

事業内容	連絡先
6-4 畜産農家支援	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響による飼料価格の高騰等により経営が苦しんでいる畜産農家に対して支援を行います。</p> <p>1 酪農家 令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の1/3を支援</p> <p>2 養鶏農家 ・配合飼料価格安定制度の生産者負担金の1/2を支援 ・配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える5月補正以降分の農家負担の一部を支援</p> <p>3 肉牛農家及び養豚農家 ・牛・豚マルキンで経営補償されない部分の1/2を支援 ・肉牛農家に対して、牛マルキンで補てんされない「導入・出荷輸送費」の上昇分に係る個人負担の一部を支援 ・養豚農家に対して、配合飼料価格安定制度で補てんされる上限を超える5月補正以降分の個人農家負担の一部を支援</p> <p>4 その他 経営改善のための専門的経営コンサルタント（税理士等）による指導費の1/3を助成</p>	<p>畜産課 電話：0857-26-7288 FAX：0857-26-7292 Email：chikusan@pref.tottori.lg.jp 受付：8:30~17:15 (土日祝を除く)</p>
6-5 貸付事業（農業）	
<p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている農業者を支援するため、県内3JAにて「新型コロナウイルス感染症対策資金」（運転資金）を融資します。</p> <p>【新型コロナウイルス感染症対策資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付期間 1年以上10年以内のJA所定の期間 ●融資限度額 個人：300万円以内 法人：500万円以内 ●金利 JA所定の利率（借入日から最大5年間、1.5%以内の利子補給あり。） ●保証料 鳥取県農業信用基金協会による保証前取り一括保証料全額を助成。 	<p>○JA鳥取いなば 金融部 融資管理課 電話：0857-37-0522</p> <p>○JA鳥取中央 金融部 融資課 電話：0858-23-3052</p> <p>○JA鳥取西部 農業融資センター 電話：0859-37-5865</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center; font-size: small;">（鳥取県信用農業協同組合連合会 HP）</p>





事業内容	連絡先
6-6 貸付事業	
<p>新型コロナウイルス感染症の影響により経営の維持安定が困難な農林漁業者等が借り入れる（株）日本政策金融公庫（農林水産事業）の農林漁業セーフティネット資金について、貸付限度額の引き上げ、実質無利子化・無担保等での融資を行います。</p> <p>【農林漁業セーフティネット資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●貸付対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、資金繰りに著しい支障を来している又は来す恐れのある農林漁業者等 ●資金使途 農林漁業経営の維持安定に必要な長期運転資金 ●貸付期間 15年以内（うち据置3年以内） ●融資限度額 一般：1,200万円 特認：年間経営費等の12/12 簿記記帳を行っている方で、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合 ●金利 0.30%（15年の場合。令和3年12月20日現在） ●担保等 実質的に無担保化等 ●実質無利子化 公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により融資当初5年間（林業者は10年間）の利子を助成 	<p>日本政策金融公庫鳥取支店 電話：0857-20-2151 受付：9:00～17:00 (土日祝を除く)</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div> <p style="text-align: center;">（日本政策金融公庫HP）</p>
6-7 貸付事業(水産業)	
<p>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が出ている漁業者（漁協及び組合員）を支援するため、県内のJFマリンバンク（県信用漁業協同組合連合会及び農林中金）において「JFマリンバンクコロナ対策長期資金」（運転資金）の融資を行います。</p> <p>【貸付期間】 15年以内（うち据置3年以内）</p> <p>【利子助成上限融資額】 1.5億円</p> <p>【金利】 1.5%（JFマリンバンク及び県の利子助成により実質無利子化（5年間））</p> <p>【保証料】 国による保証料全額助成（5年間）</p>	<p>鳥取県信用漁業組合連合会本店 電話：0857-23-1351 または各代理店（田後、網代、賀露、赤碓、境巷）にお問い合わせください。</p>

その他の支援

7. イベント開催などに関すること

事業内容	連絡先
<p>7-1 動画配信経費補助金</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止に努めながら取り組む公演・展示等の映像配信に要する経費を支援します。</p> <p>■補助率（補助上限額） 1/2（25万円）</p> <p>■対象となる事業期間（申請可能期間） 令和5年2月15日まで（令和4年12月15日まで）</p> <p>■申請者 県内で文化芸術活動を行う個人・団体</p> <p>■補助対象経費 機材（カメラや通信機器等）賃借料、配信経費、映像編集経費、映像配信に係る広報宣伝費、外部スタッフ人件費等</p>	<p>文化政策課 電話：0857-26-7134 受付：8:30～17:15（土日祝を除く）</p>

8. 税に関すること

事業内容	連絡先
<p>8-1 地方税における猶予制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当し納税が困難な方は、地方税の納税の猶予を受けることができます。</p> <p>(1) 財産に相当な損失が生じた場合 例) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄した</p> <p>(2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合 例) 納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した</p> <p>(3) 事業を廃止し、又は休止した場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置により、やむを得ず休業をした</p> <p>(4) 事業に著しい損失を受けた場合 例) 納税者の方が営む事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により利益が減少し、著しい損失を受けた。</p> <div style="text-align: center;">  <p>(鳥取県庁税務課HP)</p> </div>	<p>受付 8:30~17:15(土日祝を除く)</p> <p>○東部県税事務所収税課 電話：0857-20-3509 FAX：0857-20-3519 Email： tobukenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○中部県税事務所収税課 電話：0858-23-3106 FAX：0858-23-3118 Email： chubu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>○西部県税事務所収税課 電話：0859-31-9616 FAX：0859-31-9613 Email： seibu_kenzei@pref.tottori.lg.jp</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
<p>8-2 その他の税制上の措置</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県税について 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ <div style="text-align: center;">  <p>(鳥取県庁税務課HP)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・国税について 新型コロナウイルス感染症に関する対応について <div style="text-align: center;">  <p>(国税庁HP)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・地方税について 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について <div style="text-align: center;">  <p>(総務省HP)</p> </div>	<p>以下へお問い合わせ下さい。</p> <p>○国税 最寄りの税務署</p> <p>○県税 最寄りの県税事務所</p> <p>○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</p>

県内市町村における支援等のホームページ一覧

県内市町村がホームページで紹介する支援策は、以下をご参照ください。

東部地区	【鳥取市】 新型コロナウイルス感染症関連	【岩美町】 岩美町トップページ	【若桜町】 新型コロナウイルス感染症情報
			
【智頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【八頭町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	中部地区	【倉吉市】 新型コロナウイルスに関する情報
			
【三朝町】 新型コロナウイルス感染症特設ページ	【湯梨浜町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【琴浦町】 新型コロナウイルス対策特設サイト	【北栄町】 新型コロナウイルス（COVID-19）に関する情報
			
西部地区	【米子市】 新型コロナウイルス感染症関連情報	【境港市】 【事業者向け】新型コロナウイルスに関する支援策	【日吉津村】 日吉津村トップページ
			
【大山町】 新型コロナウイルス関連情報	【南部町】 新型コロナウイルス感染症に関する給付金・助成金情報について	【伯耆町】 伯耆町の新型コロナウイルス感染症に関する情報	【日南町】 【重要】新型コロナウイルス対策
			
【日野町】 新型コロナウイルス関連情報	【江府町】 新型コロナウイルス関連情報		
			